

橋本市都市計画マスタープラン
策定方針（案）

令和2年10月

橋本市建設部まちづくり課

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本市では、平成 25 (2013) 年 3 月に「第 1 次橋本市都市計画マスタープラン」を策定しました。

令和 4 年度を目標年度とする現行都市計画マスタープランは、計画期間の満了を迎えるとともに、市を取り巻く社会経済情勢も変化しており、こうした状況を踏まえながら、地域で抱える課題に対応するため、令和 2 年度から 4 年度の 3 か年で「第 2 次都市計画マスタープラン案」の策定 (改定) を行うことを目的とするものです。

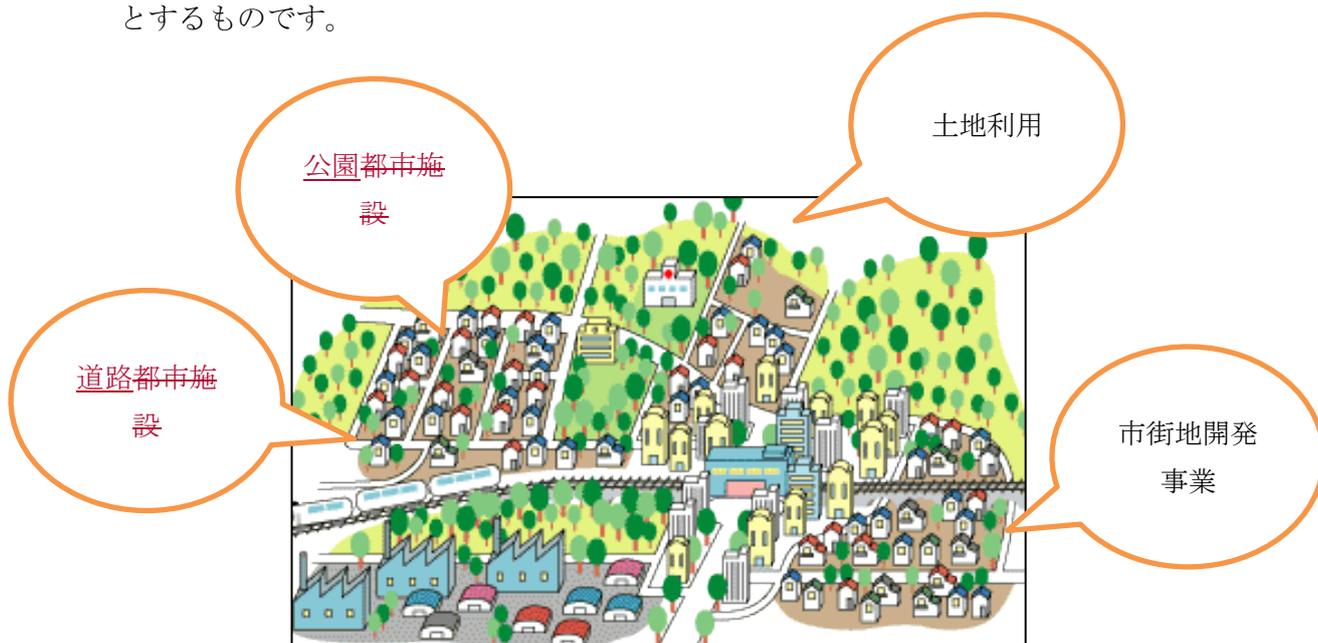
なお、策定にあたっては橋本市第 2 次長期総合計画などの上位計画・関連計画との整合を図り、既存の用途地域及び都市計画施設の変更の必要性、実現化方策などについても検討を行うものとします。

(2) 「都市計画マスタープラン」とは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

都市計画は、都市における合理的な土地利用の確保、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、土地区画整理事業などの市街地整備などにより、快適な都市生活や機能的な都市活動を確保するもので、都市の健全な発展を図る上で大切な役割を担っています。

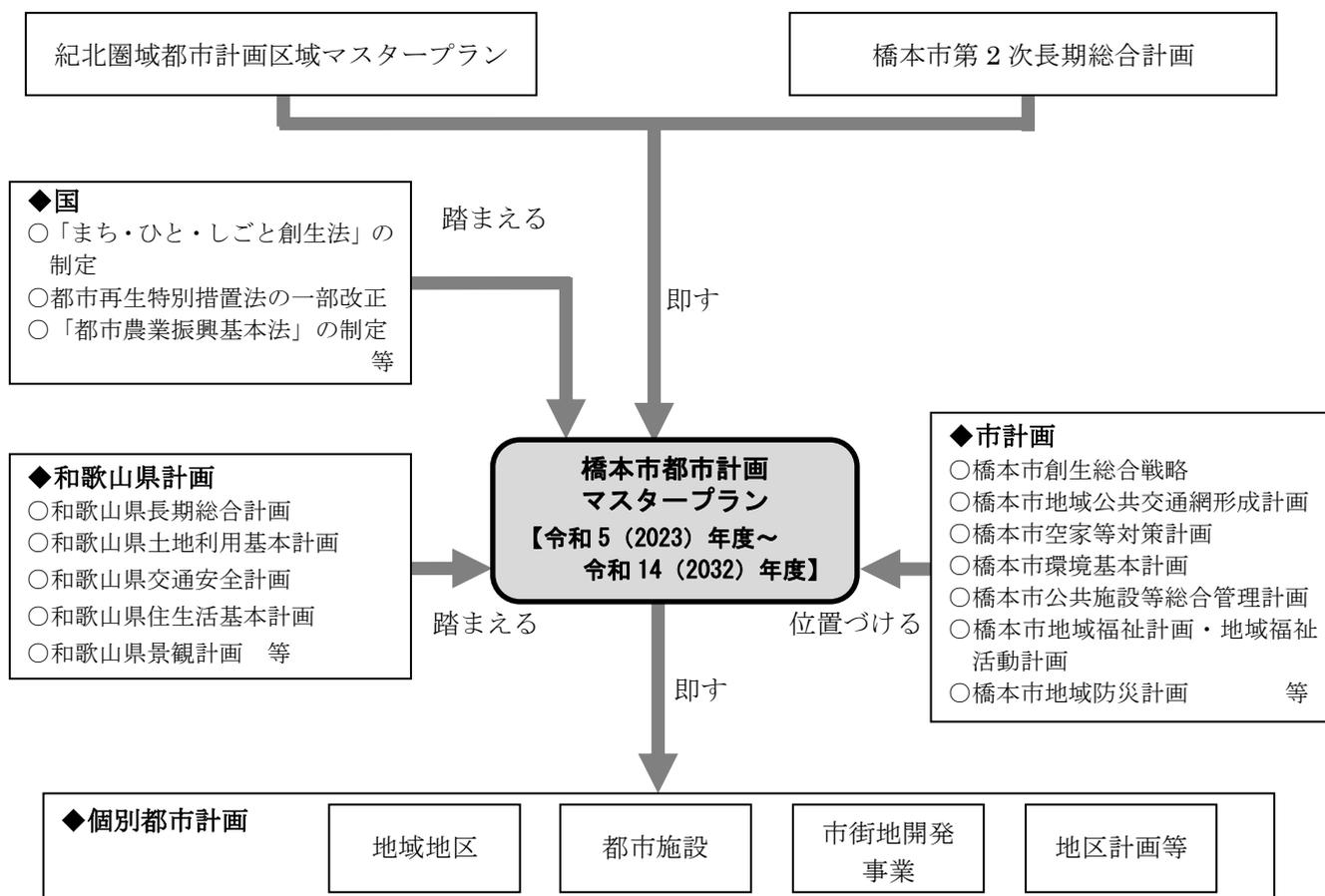
都市計画マスタープランは、こうした都市計画を実施する上での基本となるもので、都市の将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備、開発、保全の方針などを定め、都市計画に係る具体的な施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針を明らかにすることを目的とするものです。



都市計画マスタープランのイメージ

2. 計画の位置づけ

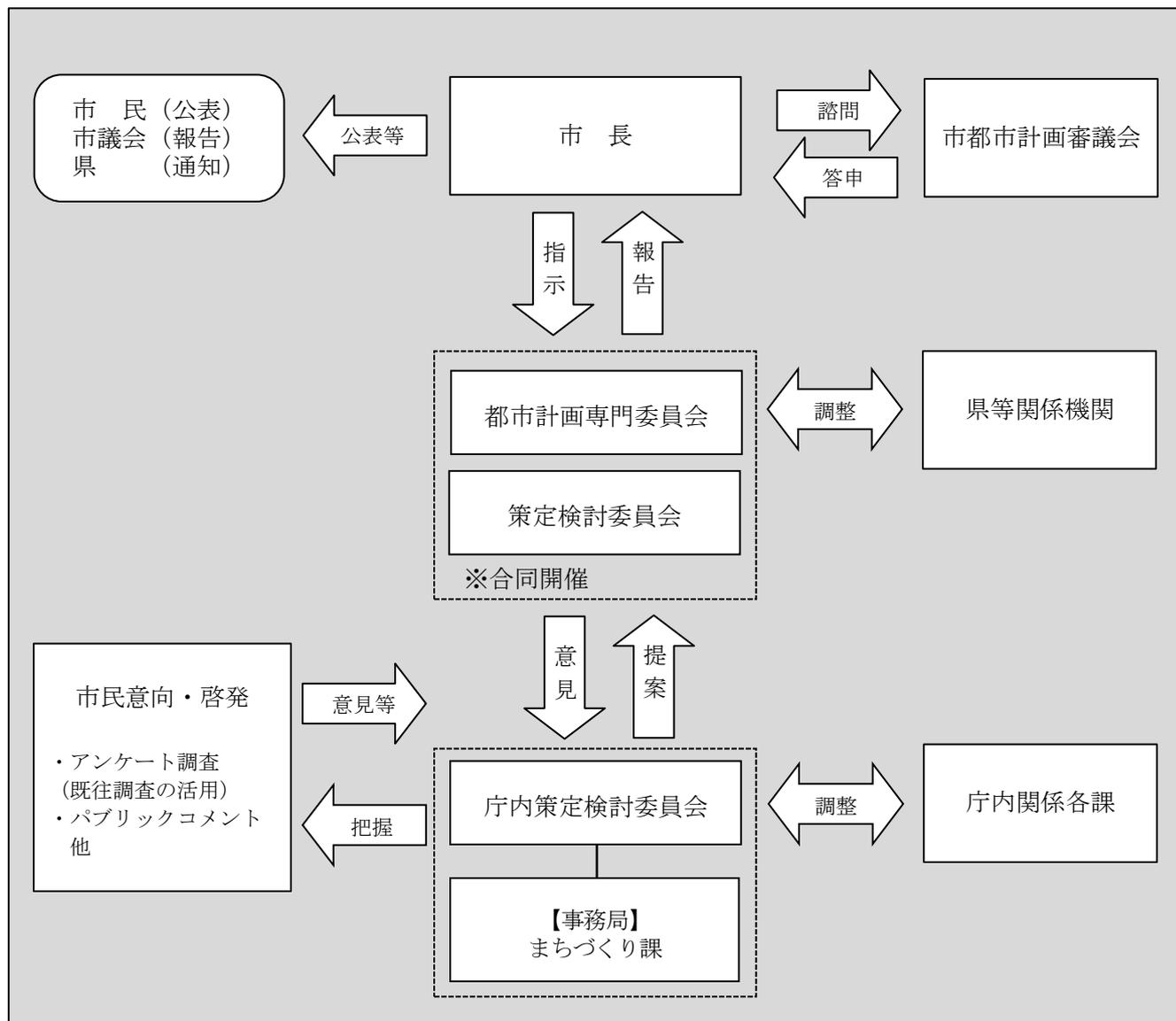
橋本市都市計画マスタープランは、橋本市第2次長期総合計画（平成30年3月）及び和歌山県が策定した紀北圏域都市計画区域マスタープラン（平成27年5月）などの上位計画に即して定めます。



橋本市都市計画マスタープランの位置づけ

3. 策定体制

都市計画マスタープランの見直しは次のような体制で進めていきます。



4. 計画期間・計画対象区域

計画期間は令和5年(2023)度を初年度とし、概ね20年後を展望しつつ、10年後の令和14(2032)年度を目標年度として策定します。計画対象区域は都市計画区域外も含めた橋本市全域とします。

5. 見直しの進め方

我が国の小規模な地方都市においては、人口減少や若者の流出、中心市街地の衰退等が大きな課題となっているなど、公共投資の生産力効果や民間投資誘発効果が低下しています。

このため、本市では、今回の改定にあたって、公共及び民間投資の効果や効率性を高め、質の高い魅力あるまちの実現を目指すため、以下の考え方で検討を行います。

(1) まちの変化を調べる。

本市は平成 18 (2006) 年の市町合併により、平成 25 (2013) 年 3 月に、令和 4 年 (2022) 度を目標とする橋本市都市計画マスタープランを策定し、本計画に基づき、計画的にまちづくりを推進しています。

この間、人口減少に伴う都市の低密化や公共交通利用の減少、空き家・空き地の増加、頻発化する土砂災害や浸水被害、高齢化や公共施設の老朽化に伴う財政負担の増大等の問題が深刻化しています。このような状況を踏まえながら、橋本市がどのように衰退化、再生化等、変化しているのかを把握します。

(2) まちの魅力を探す。

本市の減少人口は平成 17 (2005) 年～22 (2010) 年で 2,164 人、平成 22 (2010) 年から 27 (2015) 年で 2,531 人と減少数が増加しており、特に、20 歳代の若い世代の転出が多くなっています。

人口減少を抑制するとともに、子育て世代等の転入や交流人口等を増加させるためには市街地の価値を高め、その質的向上を図る必要があります。

このため、まちの質向上、魅力づくりの素材となる身近な空間などを把握するとともに、市民や事業者等にも発信します。

(3) 広域的な位置づけを分析する。

本市は和歌山県の北端に位置し、大阪都心部への交通利便性が高く、隣接する奈良県への入り口となっています。

また、大阪府、奈良県は線引き都市計画区域、橋本市は非線引き都市計画区域（橋本都市計画区域は用途地域指定、高野口都市計画区域は用途地域無指定地域）となっています。

今後、京奈和道 4 車線化、供用区間の延伸やリニア新幹線の整備等に伴い、大阪や奈良の経済圏との広域的流動の向上と併せて、非線引き都市計画区域であるという、土地利用の緩やかなコントロール手法を活かしたまちづくりを推進するため、広域な位置づけの分析を行います。

(4) 市民意向の反映とまちづくり意識を高める。

計画作成段階において、市民意向を把握・分析し、計画への反映を行います。また、魅力あるまちづくりを推進し実現していくため、市民等の関心を高める取組を行います。

市民意向の把握については、平成30年(2018)度より市民の声を市政に反映するため、毎年度継続的にアンケート調査を実施しています。また、最近策定された関連計画においてもアンケート調査を実施しており、今回は都市計画マスタープランに改定にあたっての調査は実施せず、既往アンケート調査等を活用・分析するものとします。

(5) まちづくりのビジョンを検討する。

まちづくりのビジョンは、橋本市の10年後の目指すべき姿を市民等と共有し、まちづくりの方針の方向性を示すものです。

設定にあたっては、新型コロナウイルスの感染症対策や高齢化の加速化とともに、来訪者等に配慮し、清潔な環境や歩いて暮らせる健康なまちづくりも視点に検討します。

(6) 都市や地域の課題(テーマ)を抽出する。

まちの状況や広域的な優位性などを踏まえ、その魅力や問題点を整理します。その上で、目指すべき将来ビジョンをフィルターとして、都市全体や地域の課題を抽出します。また、今後のまちの動向も踏まえて、橋本駅周辺等の各拠点や都市軸等の役割を明確化し、周辺の地域づくりをけん引するまちづくりの方向性や必要な取組を検討します。

(7) 課題に対応するテーマ別の方針を検討する。

橋本市の玄関口としての橋本駅周辺の市街地対策、古くに開発されたニュータウンの活性化、空き家が集積化している集落、気候変動に伴い大規模化している自然災害への長期的な対応など、都市計画として重要化している課題の整理を行い、これら対策を検討します。

また、各地域では、地域をけん引する重点テーマを設定し、その取組を検討します。

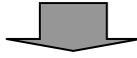
(8) 計画を実現するために市民参画の手法等を検討する。

計画を実現していくため、協働の取組や市民参画の手法等の検討を行うとともに、進行管理等について検討します。

6. 計画の基本的構成

計画書の構成は、上記の「見直しの進め方」に基づき、以下のフローを基本とします。

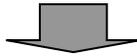
序章 都市計画マスタープランの趣旨



第1章 都市の現状と動向



第2章 都市づくりのビジョン



第3章 都市づくりの課題



第4章 テーマ別の方針
(都市全体・地域別)



第5章 計画の実現に向けて
(協働の取組、市民参画の手法等)

7. 策定スケジュール（案）

工種	令和2年				令和3年												令和4年												令和5年			概要	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画準備	—																																
都市構造の分析		—	—	—																													
市民意向等の把握		—	—	—																													
現行都市計画マスタープランの検証		—	—	—																													
全体構想、地域別構想の策定				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	
実現化方策の検討																	—	—															
都市計画マスタープラン素案の作成																		—	—														
各委員会等運営補助	—	—		—		—	—	—	—					—	—	—	—	—	—	—				—					—	—			
都市計画マスタープランの作成																				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
報告書作成																														—	—		
広報はしもと (翌月1日発行の入稿締切日)	8日	10日	7日	8日	4日	10日	※令和3年度以降未定																									—	—
打合せ協議	—		—			—	—					—			—			—	—								—			—			

■委員会等の開催日程とテーマ（案）

日程	議題	庁内策定 検討委員 会（5 回）	策定検討 委員会	都市計画 専門委員会	都市計画 審議会 （2回）
			（合同開催5回）		
令和 2 年	10月下旬	見直しの基本的考え方 について		第1回	
	11月	○見直しの基本的考 え方について ○現行計画の検証（意 見照会）依頼	第1回		
	11月中旬	現行計画の検証 （庁内意見照会）			
令和 3 年	2月	○都市構造の分析・市 民意向	第2回		
	3月	○都市づくりのビジョ ン		第2回	
	6月				（中間報 告）
	8月	○都市づくりの課題	第3回		
	10月	○テーマ別構想		第3回	
令和 4 年	5月	都市計画マスタープラ ンの素案について	第4回		
	8月			第4回	第1回
	10月	○パブリックコメント ○公聴会の実施			
	11月	○都市計画マスタープ ラン原案について	第5回		
令和 5 年	1月			第5回	
	2月	○諮問・答申			第2回
	3月	○都市計画マスタープ ランの策定			